

令和5年度 水質測定結果について

1 水質に関する調査の趣旨

この調査は、水質汚濁防止法第15条に基づき、福岡県の区域に属する公共用水域（河川、海域、湖沼）について、その水質汚濁の状況、利水の状況等の諸条件を勘案し、県が国、県、市町村の計画を統一的、総合的に調整して実施したものです。

2 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

3 測定項目

(1) 環境基準項目

（うち、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目））

水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、大腸菌数、ノルマルヘキサン(n-ヘキサン)抽出物質、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

（うち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目））

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(2) 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)

(3) その他の項目

クロロフィルa、全有機炭素(TOC)、電気伝導度、塩分、塩化物イオン、MBAS、トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT)等

4 調査方法

原則として「水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号環境庁水質安全局長通知）」により実施しています。

5 測定方法

環境基準項目については「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）により、要監視項目については、環境省通知に定められた測定方法により実施しています。

特殊項目及びその他の項目については、排水基準に定められた方法、日本工業規格、上水試験方法、下水試験方法等、科学的に確立された方法により実施しています。

6 測定結果の見方

(1) 水質測定計画に基づき、九州地方整備局、水資源機構、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、その他10市3町が実施した測定結果を取りまとめたものである。

(2) 測定結果は、水域別順に掲載している。

ア 地点統一番号の識別は下記のとおりとする。(ただし、類型指定の無い河川、湖沼及び海域は除く。)

地点統一番号：4 0－〇〇〇－△△

〇〇〇：水域コード (001-799)

△△：地点コード (01-49：環境基準点、51-99：補助点)

(3) 測定値の取扱い

ア 有効数字を2桁とし、3桁目以下は切り捨てる。

ただしpHについては、小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下1桁までとする。

イ 平均値は、生活環境項目については日間平均値(連続する2日は同日とみなす)を用いて算出し、それ以外の項目については全測定値を用いて算出する。

平均値は、3桁目を四捨五入し有効数字を2桁、又は報告下限値を下回る桁を四捨五入する。

平均値の算定にあたっては、報告下限値未満は報告下限値の数値を用いる。

ウ n-ヘキサン抽出物質、全シアン、アルキル水銀及びPCBの報告下限値未満の結果は、「検出されないこと。」と同意である。また、平均値算定に当たっては、報告下限値未満は報告下限値の数値を用いる。

(4) mは環境基準値(又は指針値)を超える検体数、nは総検体数とし、環境基準値又は指針値が適用されない地点については空欄とする。

なお、全窒素及び全燐については表層の検体に限る。

7 その他

底質調査結果についても掲載しています。